

いせさき絆づくりプラン

第4期伊勢崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画

概要版



令和7年3月

伊勢崎市

社会福祉法人

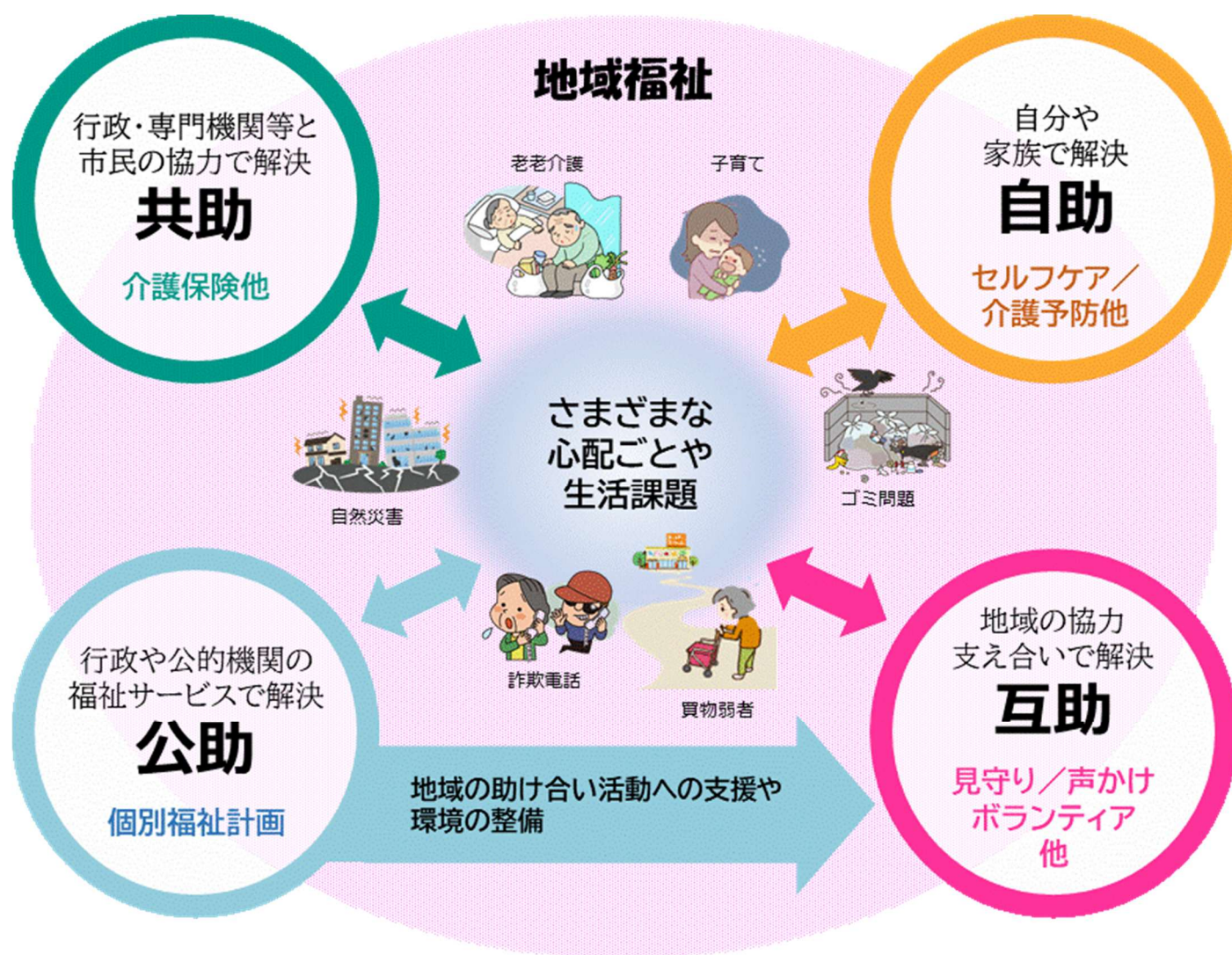
伊勢崎市社会福祉協議会



地域福祉・地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

地域福祉とは、「地域のすべての人の幸せが持続する社会の実現を目指して、地域に関わる様々な人や組織が互いを尊重し合いながら行う活動」のことです。

人々が幸せであること・幸せになることを妨げる課題は、日常の生活課題から地震や台風などによる被災時の復旧・復興などに至るまで無数にあります。一方、そうした課題を解決する仕方には、自分自身や家族の取り組みで解決する「**自助**」、地域における協力や支え合いにより解決する「**互助**」、住民と行政等の協力で解決する「**共助**」、行政や公的機関の福祉サービスなどの取り組みで解決する「**公助**」があり、それらのすべてにかかり、相互に連携して課題解決を目指す活動が地域福祉です。



「地域福祉計画」は地域福祉を計画的、網羅的に推進するために市町村が策定する計画、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となって策定する民間の活動・行動計画です。

「いせさき絆づくりプラン 第4期伊勢崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、両計画を一体化した「いせさき絆づくりプラン 第3期伊勢崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の後継計画として、改めて市を取り巻く社会情勢や地域福祉に関する市民の意識に関する最新の状況等を踏まえて策定されたものです。

計画策定に向けた課題・方向性

統計情報やアンケート調査、地区別懇談会・地域福祉懇談会で市民の方から寄せられたご意見、第3期計画の推進状況などから、伊勢崎市の地域福祉の課題と第4期計画に向けた方向性をまとめました。

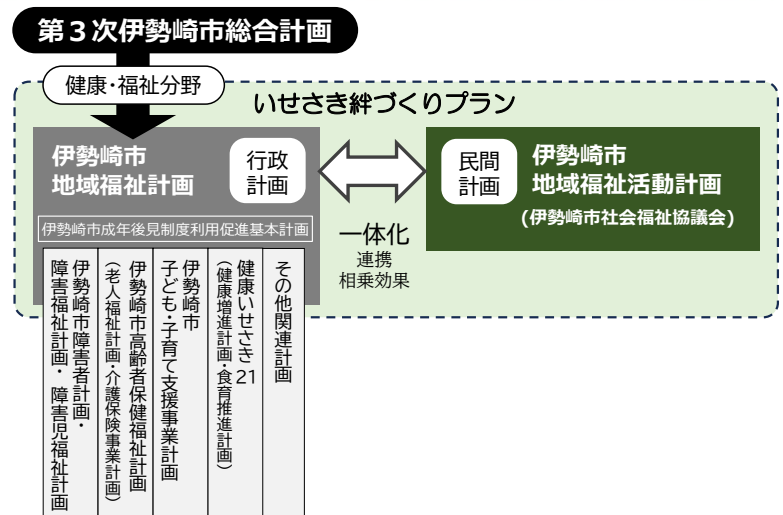
1	市民の変化を的確に捉えた、福祉施策の推進
2	地域のつながりの強化と地域活動の活性化
3	共通する地域課題への対応強化と地域差のある課題へのきめ細かな対応
4	市民のニーズを満たす情報提供体制の整備

いせさき絆づくりプランについて

「伊勢崎市地域福祉計画」は、「第3次伊勢崎市総合計画」に定める将来ビジョンの実現に向けて、健康・福祉分野を担う計画であるとともに、「伊勢崎市成年後見制度利用促進基本計画」を位置付けた令和7年度からの5か年計画です。

伊勢崎市社会福祉協議会による「地域福祉活動計画」と連携し、「いせさき絆づくりプラン」として相乗効果を図ります。

プランの基本理念と基本目標は次の通りです。



基本理念

支え合い 助け合い 共に生きる いせさきの絆づくり

基本目標 1 つながり・共に生きる人(意識)づくり

地域福祉を理解する人の裾野の拡大、活発な地域コミュニティづくり、福祉活動のリーダーの育成を通じ、地域福祉活動の活性化を図ります。

施策1 支え合い・助け合いの意識の醸成

施策2 地域における交流の促進

施策3 地域福祉活動の活性化

基本目標 2 支え合いで安心の仕組みづくり

福祉サービスに関する情報提供や、相談支援体制の仕組みの充実を図るとともに、地域における支え合い活動の推進を図ります。

施策1 情報提供体制及び相談支援体制の充実

施策2 福祉サービスの充実

施策3 生活サポート体制の充実

基本目標 3 人と暮らしを守る地域づくり

見守り体制や防犯・防災の体制整備・充実に努めます。また、成年後見制度利用促進基本計画として、判断能力が十分でない方の権利擁護の取り組みを推進します。

施策1 防犯・災害時等支援体制の整備

施策2 高齢者や障害者、子ども等を守る体制の充実

施策3 成年後見制度の利用促進
【伊勢崎市成年後見制度利用促進基本計画】

基本目標 1 つながり・共に生きる人(意識)づくり

施策1 支え合い・助け合いの意識の醸成

地域での暮らしを安心できるものとするために、地域福祉の考え方の重要性についての周知活動の強化や支え合い・助け合いの意識の醸成を促進し、様々な人が共生する地域社会の構築を推進します。

市民や地域に期待される取り組み

- 地域のことや周りで暮らす人について関心を持つ。
- 行政や社会福祉協議会が開催する福祉や人権に関する講演会や勉強会に積極的に参加する。
- 地域福祉を難しく考えず、それぞれができることから支え合い・助け合いに参加する。

市・社会福祉協議会の 主な 取り組み

地域福祉の 広報啓発、 学習機会の 充実	市	● 多様な媒体やイベント等を活用して、福祉の理解促進に努めます。 ● 出前講座や外国人住民等による講座を通じて、地域福祉の認知度向上に努めます。
	社協	● 伊勢崎市社会福祉大会を開催し、地域福祉のより一層の推進を目指します。 ● 広報紙の発行とホームページ及び公式 SNS の随時更新により、地域福祉に関する情報収集と情報発信に努め、福祉意識の啓発を図ります。
福祉教育の 推進	市	● 福祉や人権に関する学習プログラムや学習・教育機会の充実を図ります。 ● 高齢者や障害のある人などへの理解の促進、思いやりの心や協力し合う態度の醸成に努めます。
	社協	● 車いすや高齢者疑似体験等を実施し、すべての人が共生社会への理解を深めるための支援を行います。 ● 社会体験活動の中学生や福祉・医療系学生の実習生を受け入れ、社会福祉の学習を支援します。
人権教育・ 啓発の推進	市	● 人権についての正しい理解と認識を深めます。 ● 様々な人権問題について正しい理解と認識を促し、人権尊重意識の更なる普及と高揚を図ります。
	社協	● 「人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画」の目標達成に相互協力して、ひとりひとりの人権を尊重した考えや行動をとることができる社会の実現を推進します。

施策2 地域における交流の促進

地域行事への参加を促進するとともに、地域での交流の活性化のために、交流の場と機会の充実を図ります。外国人住民と日本人市民との相互理解を進展させる機会づくりを、行政が主導します。

市民や地域に期待される取り組み

- 興味や関心を持った地域のイベントや活動に、周りの人に声かけをして、参加する。

市・社会福祉協議会の 主な 取り組み

交流機会と 交流の場の 充実	市	● 地域コミュニティ活動の拠点となる町内会議所等の整備を支援し、交流機会の充実を図ります。
	社協	● 地域における交流機会の創出や支援を行い、互いに顔の見える地域づくりを促進します。 ● 地域の様々な人が気軽に情報交換や仲間づくりを行い、交流することができるサロンを開催します。
地域活動の 活性化	市	● あらゆる世代の人が性別や国籍を問わず地域活動に参加しやすい環境をつくります。
	社協	● 市老人クラブと連携し、会員の増加や様々なイベント等に協力し、活動の活性化を支援します。 ● 市内在住の外国人支援を行う団体やボランティア等を支援し、多文化共生社会の促進を図ります。
地域コミュ ニティの形 成促進	市	● 高齢者ふれあい農園などの機会を活かした世代間交流を促進し、地域における支え合いや助け合いの仕組みづくりを進めます。
	社協	● 地区社会福祉協議会への支援や居場所づくり等を進めることで、住民同士の交流や信頼関係を育み、地域のつながりを広げ、日常的に支え合う地域づくりの取り組みを促進します。

施策3 地域福祉活動の活性化

市民のニーズとボランティア団体等とのマッチングを促進するとともに、地域の福祉活動の活性化を図ります。

市民や地域に期待される取り組み

- 周りの人へ声をかけ、ボランティアや地域活動へ参加する。
- 市や社会福祉協議会からのボランティア情報や地域活動の情報に興味を持つ。
- 知識や趣味、特技を活かす等「楽しみ」も兼ねた活躍の場を地域に作る。

市・社会福祉協議会の 主な 取り組み

ボランティア活動の促進	市	● 社会福祉協議会のボランティア・市民活動センターにおけるボランティアコーディネート事業を支援し、ボランティア活動の活性化を図ります。
	社協	● ボランティア活動が、ひとりでも多くの方に関心を持っていただけるよう、普及啓発に努めます。 ● ボランティア活動に関する登録や相談、斡旋等の充実を図るとともに、登録団体に対し、ボランティアルーム、印刷機、点字器等の福祉資機材の貸出しを行います。
リーダーや担い手の育成・支援	市	● 公民館の各種学級・講座等を通して、活動の中心的な役割を担うリーダーやキーパーソンの育成・確保を進めます。
	社協	● 市民・企業を対象に福祉体験ボランティア講座やシニア向けボランティア講座等を開催します。 ● 介護支援ボランティア事業を実施して、高齢者の社会参加と社会貢献活動を推進します。
地域福祉活動団体への支援	市	● 社会福祉協議会、民生委員児童委員連絡協議会、赤十字奉仕団、保護司会、更生保護女性会など各種の活動団体運営の安定化への支援を進めます。
	社協	● 地域の支え合い活動を推進するモデル地区や新たに立上げた地域活動団体等に対し、活動費の一部を助成します。

基本目標 2 支え合いで安心の仕組みづくり

施策1 情報提供体制及び相談支援体制の充実

福祉情報を必要とする人に、必要な情報が適切に届くようにするとともに、身近な地域で住民が生活課題を相談できる体制の充実を図ります。

市民や地域に期待される取り組み

- 広報紙や市・社会福祉協議会のホームページなどから、必要な情報の取得に努める。
- 福祉に関する情報や悩みごとの相談先を、周囲や地域の人と共有する。
- 生活上の悩みを抱えたら、気軽に信頼できる地域の人や市・社会福祉協議会の窓口相談する。

市・社会福祉協議会の 主な 取り組み

情報提供の充実	市	● 聴覚や視覚に障害のある人のコミュニケーションの円滑化を図るための環境づくりを進めます。
	社協	● 社会福祉協議会の事業内容や地域の取り組みなどをホームページ等様々な媒体を活用し情報提供します。
生活困窮者等への支援	市	● 家庭や学校・友人などに悩む若年層へのサポートなどのための体制整備を進め、円滑な社会生活を送ることができるよう支援します。
	社協	● 生活困難におちいった世帯に、一時的に必要な生活資金を貸付けることで、生活の安定を図ります。 ● フードドライブ事業の拡充やフードバンク機能の充実を図り、市と連携した食料支援を行います。
身近な相談支援体制の充実	市	● 相談員や翻訳機を活用した外国人総合相談窓口の充実を図ります。
	社協	● 心配ごと相談所を開設し、日常生活における様々な相談に応じ、適切な助言、援助等を行うとともに、専門的な相談については関係機関へつなぐ等、心配ごととの相談体制の充実を図ります。

施策2 福祉サービスの充実

福祉サービスの質の向上と福祉制度の狭間を埋めるサービスの充実を図ります。

市民や地域に期待される取り組み

- 市や社会福祉協議会、福祉関係事業者が提供している福祉サービスについて積極的に知るようにする。
- 福祉サービスを利用した時に感じたことは市や社会福祉協議会に伝えて、サービスの質の向上に協力する。

市・社会福祉協議会の 主な 取り組み

福祉サービスの質の向上	市	●社会福祉法人の法人運営に関する指導監査を実施し、利用者が安心して福祉サービスを利用できる基盤づくりを進めます。 ●介護サービス事業者への実地検査を行い、サービスの質の確保と向上を図ります。
	社協	●苦情解決に関わる第三者委員及び情報公開第三者委員を設置し、社会性や客観性を確保した情報公開により、安心してサービスを利用できる環境をつくり、より透明性の高い運営を目指します。 ●専門性の高い職員の育成のために研修会や勉強会を実施し、サービスの質の向上を図ります。
福祉サービスの充実	市	●福祉の各分野の計画策定を通じて、良好な福祉サービスの充実に努めます。 ●相談支援や地域づくりなどの取り組みを進めて、包括的な支援体制の整備を図ります。
	社協	●高齢者等福祉施設や児童センター・児童館の管理運営を行い、誰もが利用しやすい環境づくりに努め、安心して過ごせる交流の場を提供します。

施策3 生活サポート体制の充実

移動手段に欠ける人のために、社会参加や買い物などの際の外出を支援する取り組みを進めます。

生活支援体制整備事業における協議体を核として、地域の高齢者の生活を地域で支える体制づくりを推進します。

市民や地域に期待される取り組み

- 地域で困っている人に対して、自分でできること、地域の力でできることを考える。
- 地域の生活環境や道路環境などの問題点について、市に積極的に情報を提供する。

市・社会福祉協議会の 主な 取り組み

生活環境や移動環境の改善	市	●コミュニティバスあおぞらの効率化や利用促進を図る路線編成を行います。また、交通弱者のためのタクシー活用事業（くわまるタクシー）を行います。
	社協	●移動支援等を行う団体に対し、使用する自動車を貸出する地域支え合い車両貸出事業を実施し、高齢者や障害者等の社会参加の促進を図り、地域の支え合い活動を推進することを目指します。
地域支え合い活動の推進	市	●地域支え合い体制づくり推進事業を行い、地域の人たちで支え合い・助け合うことができる体制づくりを進めます。
	社協	●第1層・第2層協議体を設置し、各協議体に生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置することにより、高齢者の社会参加の推進や介護予防、生活支援の充実を図るとともに地域における支え合いの体制づくりを推進することを目指します。



施策1 防犯・災害時等支援体制の整備

関係機関と連携し、市民が犯罪被害者とならない体制の整備に努めます。

平常時に、地域の防災訓練の実施促進に努めるとともに災害発生時の要支援者への支援体制の充実に努めます。

市民や地域に期待される取り組み

- 犯罪から身を守るための知識を身につける。
- 日頃から市のハザードマップを確認し、避難場所と避難の際の行動を家族等と話しあっておく。
- 地域の防災訓練に積極的に参加し、近隣の人とのつながりを作る。
- 避難に支援を必要とする人は、災害時避難行動要支援者名簿への登録や個別支援プランの作成に取り掛かる。

市・社会福祉協議会の 主な 取り組み

防犯体制の充実	市	● 通学路や防犯上の危険が認められる場所への防犯灯や防犯カメラの設置を進めます。 ● 悪質商法に対し、出前講座や啓発パンフレットの配布等を通じて被害防止を図ります。
	社協	● あいさつ運動やささいなまちづくりを推進し、地域住民同士が顔なじみの関係になることで、犯罪や非行の抑止力につながる地域づくりを進めます。
災害時等支援体制の整備	市	● 避難行動要支援者名簿の整備、避難支援プラン個別計画の策定を通じて、災害時に自力で避難することが困難な人の災害時の支援につなげます。
	社協	● 「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づいた各種訓練を計画し、有事に備えます。 ● 関係機関や各種団体等と連携し、避難行動要支援者をはじめ地域住民の支援体制の整備に協力します。

施策2 高齢者や障害者、子ども等を守る体制の充実

支援を必要とする人が地域で把握され、必要な支援につながれるよう、見守り活動を充実させるための環境整備と支援者の育成に努めます。

市民や地域に期待される取り組み

- 地域で見守りや声かけを日常的に行う。
- 虐待に気付いた時や疑いを持った場合には、ためらうことなく市や専門の機関に連絡する。
- 市が提供する認知症サポーターやゲートキーパーの養成講座に、積極的に参加する。

市・社会福祉協議会の 主な 取り組み

見守り活動の充実	市	● 民生委員児童委員による、ひとり暮らし高齢者等の定期的訪問を行うとともに、地域全体で安否確認を行うひとり暮らし高齢者気遣い事業を推進します。
	社協	● 居場所での交流から見守りや生活支援につなげる等、地域の支え合いを推進するため、ふれあいの居場所に助成金を交付し、継続して取り組めるよう支援します。
社会資源のネットワーク化	市	● 障害者総合支援法の規定に基づいた障害者等への支援体制や、保健・医療・福祉等の関係者の連携による地域包括ケアシステムの構築を進めます。
	社協	● 社会福祉法人の種別を超えた連携体制を構築するために、社会福祉法人連絡会〔仮称〕を設置し、各法人の運営や事業内容の充実発展及び地域福祉に寄与します。
いのちと暮らしを守る施策の推進	市	● 虐待や困難事例に適切に対応し、権利の擁護に努めます。 ● 男女共同参画社会づくりを推進して人権尊重の意識を強化し、ゲートキーパー養成講座や出前講座を行って自殺予防を推進します。
	社協	● 虐待を把握した場合は迅速かつ適切に対応できるよう、地域の福祉施設や医療機関等との連携・協力体制を強化します。 ● 関係機関と連携し、生活困窮者等に対する相談や支援を行うことで、自殺リスクの低減につなげます。

施策3 成年後見制度の利用促進【伊勢崎市成年後見制度利用促進基本計画】

伊勢崎市成年後見相談センターと市の連携を強化し、制度の広報機能、相談機能の強化を通じて成年後見制度の利用促進を図るとともに、後見人支援の充実や効果的な不正防止を図り、地域の権利擁護支援体制の構築を進めます。

市民や地域に期待される取り組み

- 成年後見制度についての理解を深めていく。
- 成年後見制度について理解した内容を、制度による支援が必要と思われる人に紹介する。

市・社会福祉協議会の 主な 取り組み

成年後見制度とは：

認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分な人について、本人の権利を守る支援者（成年後見人等）を選ぶことで本人を法律的に支援する制度で、現在判断能力が不十分な人を対象とした「法定後見制度」と、将来、判断能力が不十分となった場合に備える「任意後見制度」があります。



成年後見制度の運用充実	市	● 親族による審判の申立てが期待できない人に対し、市長申立ての支援を行います。 ● 経済的な困窮を理由に、第三者後見人等に報酬を支払うことが困難な人に対し、申立てに掛かる費用や報酬等の助成を行います。 ● 地域連携ネットワークの3つの役割（①権利擁護支援が必要な人の発見・支援、②早期の段階からの相談・対応体制の整備、③意思決定支援・身上監護）を重視した制度の運用に資する体制構築を進めます。
	社協	● 成年後見相談センターにおいて、地域における権利擁護体制を強化していきます。
成年後見制度の利用支援	市	● 成年後見相談センターにおいて、「広報・啓発推進」「相談機能の強化」「成年後見制度利用促進」「後見人支援」「不正防止」を推進します。
	社協	● 成年後見相談センターにおける相談対応及び広く周知啓発等を行い、伊勢崎市における成年後見制度の利用促進を図ります。 ● 日常生活自立支援事業として、判断能力が不十分な方へ、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行います。

計画の推進

地域福祉の効率的な推進を図るため、市や市社会福祉協議会、市民など地域福祉に関係する主体は、それぞれ以下の役割を担うとともに、PDCA サイクル（※）による計画の進行管理を行います。

伊勢崎市	地域福祉施策を総合的、効果的かつ円滑に推進するため、部署間の連携の一層の強化を図るとともに、地域における福祉活動が展開しやすくするための環境整備に取り組みます。
伊勢崎市社会福祉協議会	地域と市の橋渡し役として、地域の団体間の連携や市との連携をコーディネートします。
市民	地域の一員としてあいさつやさりげない見守りなど、まず自らできることから具体的に行動することが期待されます。
ボランティア・NPO 法人	住民のニーズを把握し、それに的確に応える活動を積極的に展開することが期待されます。
社会福祉事業者	専門機能を活かし、常により良い福祉サービスの提供に努めることが期待されます。

※PDCA サイクル：

「計画を立て（P:Plan）、実行し（D:Do）、その結果を点検・評価して（C:Check）、必要に応じて適宜改善していく（A:Action）」という一連の流れによる「継続的な改善の仕組み」。

いせさき絆づくりプラン

第4期伊勢崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画【概要版】

令和7年3月

発行：伊勢崎市

編集：福祉こども部社会福祉課

〒372-8501 群馬県伊勢崎市今泉町二丁目 410 番地

電話：0270-27-2748 FAX：0270-26-1808

ホームページ：<https://www.city.isesaki.lg.jp/>

発行：社会福祉法人 伊勢崎市社会福祉協議会

編集：地域福祉推進課

〒372-0045 群馬県伊勢崎市上泉町 151 番地

電話：0270-25-4546 FAX：0270-21-8252

ホームページ：<https://ise-shakyo.or.jp/>

● 計画の詳細については、計画書本編にてご確認ください。